



蔵の街とちぎビジネスプランコンテスト 2024
最優秀賞・とちぎおいしいーとこフードバレー賞

いわさき もとぎ
岩崎 元気 さん

大平町に栃木市初のワイナリー設立を目指し、蔵の街とちぎビジネスプランコンテストで最優秀賞に選ばれた岩崎さんにお話を伺いました。



ワインの本場フランスへ

大平町のぶどう農家に生まれた岩崎さんがワインに出会ったのは大学時代。その奥深さに魅了され、卒業後はワインショップに就職しました。働きながら知識を深めていくうちに、実家のぶどうでワインを造れないかと思い立ちます。そして、得意の英語を活かし単身でワインの本場フランスへ。多くのワイナリーで修業を重ねながら、ブルゴーニュ大学で学び、フランス国家公認醸造士の資格を取るまでに至ります。

「ワインには時間と場所を超えて地域の魅力を伝える力があります。いっどこで、誰が作ったか、畑のコンディション、その年のぶどうの出来など、様々な条件が絡み合っている一本のワインになります。何十年も前に遠くの国で造られた物を味わいながら、その背景に想いを馳せることができる。そのストーリー性こそが賞味期限のないワインならではの魅力です。」

試行錯誤のワイン造り

ワイン造りは選択の連続。ぶどうの収穫時期から、圧搾方法、酵母の有無などいくつもの決断を迫られます。

「その年の降水量や気温などの条件に合わせた方法を模索していくしかありません。それが難しく、楽しいところでもあります。」

現在は、足利市にあるワイナリーを間借りしてワインを造りながら、自身のワイナリー設立に向けて、ワイン用のぶどう栽培、建設地探し、資金調達など様々な課題に取り組んでいます。そして、念願の第一弾となるワインが今春リリースされました。

ワインにしかできないこと

岩崎さんの原動力は、生まれ育ってきた地元を盛り上げたいという想い。大平町ぶどう団地は、高齢化による耕作放棄地の増加が懸念されています。その問題解決や地元の魅力発信のためにワイナリー設立を目指します。

「ワイナリーができれば、農業者だけでなく、ワイン造りを始めたい移住者も呼び込めます。ワイン用のぶどうは、生食用より手間がかからないため、既にある畑や設備を少ない人手で無駄なく活用可能です。また、ワインをきっかけに、栃木市に興味を持つ人が増えれば、地域の活性化につながるはず。将来的には、ワイナリーを中心に、レストランやカフェなどを併設し、ぶどう団地をワインや地元産の食材を味わえる魅力的な一つの観光地にしていきたいです。」

STOP温暖化!

カーボンニュートラル

省エネでお得に脱炭素!

家庭の使用電力で、1番目に多いのがエアコン、2番目が照明器具です。白熱電球などから低価格で購入しやすい電球型LEDランプへ交換すると、消費電力の削減により電気料金の節約につながります。

また、一般照明用の蛍光灯は、水銀に関する水俣条約でその製造・輸出入が2027年までに段階的に廃止されます。計画的にLED照明に交換していただき、電気料金を削減しつつお得に脱炭素を進めましょう。

LED 照明の導入

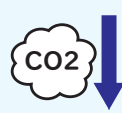
54W の白熱電球から 9W 電球型 LED ランプに交換で
年間 86%の省エネ、年間 2,700 円の電気料金削減!

※年間 2,000 時間使用、1KW 当たりの電気料金 30 円、2023 年度東京電力の CO2 排出係数 0.398kg-CO2/Wh 換算

約 35.8kg-CO2/年
削減!



問 カーボンニュートラル推進課 ☎ (21) 2591



フリガナ 戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

令和 5 年 6 月 2 日に戸籍法の一部改正がありました。
これまで、戸籍に氏名の振り仮名は記載されておらず、氏名の読み方は法律上の根拠がありませんでしたが、この法律の改正により、新たに氏名の振り仮名が戸籍に記載されることになりました。

戸籍に氏名の振り仮名が記載されると。。。

氏名の振り仮名が戸籍に記載されることにより、氏名の正しい読み方が証明できるようになります。また、住民票の写しやマイナンバーカードにも振り仮名が記載されることになります。詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。



振り仮名が記載されるまでの流れ

令和 7 年 5 月 26 日に、戸籍に振り仮名を記載する制度が始まります。この制度の開始後、出生や帰化などにより初めて戸籍に記載される方は、出生届や帰化届などの届出のときに、併せてその振り仮名を届け出ることになります。

① 本籍地の市区町村からの通知を確認

令和 7 年 5 月 26 日以降、本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の通知が届きます。(栃木市を本籍地とされている方は 7 月～8 月頃に通知を送付する予定です)



② 氏名の振り仮名の届出

令和 7 年 5 月 26 日から 1 年以内に限り、氏名の振り仮名の届出をすることができます。

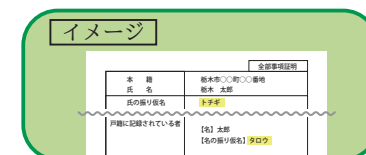
①の通知の振り仮名が誤っている場合は、必ず届出をしてください。

①の通知の振り仮名が正しい場合、届出をしなくても令和 8 年 5 月 26 日以降に、通知に記載された振り仮名が、そのまま戸籍に記載されます。



③ 市区町村長による氏名の振り仮名の記載

②の届出がなかった場合には、本籍地の市区町村において、令和 8 年 5 月 26 日以降に、①の通知の振り仮名を戸籍に記載します。



届出の方法

市区町村の窓口



郵送



マイナポータル



問合先 市民生活課 ☎ (21) 2123

法務省：戸籍制度マスコット
キャラクター コセキツネ